

平成23年旭市議会第4回定例会会議録

議事日程（第1号）

平成23年11月28日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（20名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 大 塚 祐 司 | 2 番 | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番 | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保 | 6 番 | 島 田 和 雄 |
| 7 番 | 平 野 忠 作 | 8 番 | 伊 藤 房 代 |
| 9 番 | 林 七 巳 | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 13 番 | 嶋 田 哲 純 | 14 番 | 柴 田 徹 也 |

15番 木内 欽市
17番 日下 昭治
20番 高橋 利彦

16番 佐久間 茂樹
19番 嶋田 茂樹
22番 林 一哉

欠席議員（2名）

18番 林 俊介

21番 林 正一郎

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	増田 雅男
教育長	刃田 哲雄	秘書広報課長	伊藤 浩
行政改革推進課長	林 清明	総務課長	神原 房雄
企画政策課長 兼被災者支援室長	米本 壽一	財政課長	加瀬 正彦
税務課長	佐藤 一則	市民生活課長	斉藤 馨
環境課長	浪川 敏夫	保険年金課長	石毛 健一
健康管理課長	高山 重幸	社会福祉課長	渡辺 輝明
子育て支援課長	林 芳枝	高齢者福祉課長	石井 繁
商工観光課長 兼国民宿舎支配人	横山 秀喜	農水産課長	堀江 隆夫
建設課長	北村 豪輔	都市整備課長	伊藤 恒男
下水道課長	増田 富雄	会計管理者	花香 寛源
消防長	佐藤 清和	水道課長	小長谷 博
病院事務部長	渡辺 清一	病院経理課長	鈴木 清武
庶務課長	加瀬 寿一	学校教育課長	菅谷 充雅
生涯学習課長	高野 晃雄	体育振興課長	野口 國男
監査委員 事務局長	馬淵 一弘	農業委員会 事務局長	加瀬 恭史

事務局職員出席者

事務局長 堀江 通洋

事務局次長 向後 嘉弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより平成23年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

1番、大塚祐司議員、2番、飯嶋正利議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの16日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月13日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いをするので、ご協力をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第5号までの5議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第5号までの5議案を一括上程いたします。

議案第1号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第2号 平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第3号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 一哉） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 本日、ここに平成23年度旭市議会第4回定例会を招集し、平成23年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ4億2,200万円を追加し、予算の総額を326億1,000万円とするものであります。

議案第2号は、平成23年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、病院事業収益に4億円を増額し、病院事業費用に3億6,909万8,000円を増額するものであります。

議案第3号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第4号及び議案第5号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成24年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

私は、吉野直子氏並びに宮野作一氏が適任であり、再度お願いしたいと考え、提案するものであります。何とぞ、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、東日本大震災にかかわる現状を申し上げます。

本年3月11日の東日本大震災から8か月余りが経過いたしました。

この間、市民の皆様をはじめ各方面より多大なるご支援、ご協力をいただくとともに、全国各地からの励ましのお言葉、義援金並びに義援物資など、心温まるご支援をいただき、心

から感謝を申し上げます。

第3回定例会においてもご報告申し上げましたが、報告後の対応を含め、震災発生から今日までにおける被災者の生活再建、災害廃棄物の処理、復旧・復興に向けた取り組みなどについて申し上げます。

初めに、被災者の生活再建のための各種支援の状況について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、11月21日現在、3,193世帯に対して2億3,105万円を支給いたしました。

また、義援金については、11月21日現在、3,343世帯に対して、国・県分を合わせて12億544万円を配分いたしました。このうち、市の義援金分については、3億4,944万円であります。

このほか、災害援護資金の貸し付けについては、11月21日現在、63件、貸付総額は1億2,382万円となりました。

次に、国及び県の生活再建支援制度について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、11月21日現在、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金は、対象世帯の約97%にあたる773世帯に、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、対象世帯の約53%にあたる422世帯、合わせて10億712万円が支給されております。

また、県の液状化等被害住宅再建支援金については、124世帯、5,181万円を支給しております。

次に、災害廃棄物の処理について申し上げます。

市内6か所に約11万トン集積されている災害廃棄物については、順次、処理されているところであります。

災害廃棄物の搬入については、減少傾向にあることから、10月12日から新たに週3回の受入れ体制とし、12月28日をもって搬入を終了し、今年度中に分別、運搬、中間処理をすべて完了する見込みで進めております。

被災者の皆様には、広報等で周知を図りご迷惑をおかけしないよう努めてまいります。

次に、復興計画について申し上げます。

10月12日、第2回旭市災害復興計画検討委員会を開催し、計画の骨子を同月21日に決定、公表いたしました。11月21日には第3回検討委員会を開催し、来年1月の計画策定に向け、平成23年度から27年度までの復旧・復興の個別事業について検討しているところであります。

次に、東日本大震災液状化対策自治体首長連絡会議について申し上げます。

連絡会議は、旭市を含む関東7都県の被災した81市区町村の首長により、液状化に関する現状や課題を把握するとともに情報の共有化を図り、併せて国等の関係機関に対し、被災者の救済、再発防止策、復旧・復興施策に関する提案や要望を行うことを目的として発足いたしました。

10月31日、設立総会において採択し、野田佳彦内閣総理大臣をはじめ関係大臣に液状化被害に対する財政支援や復旧・復興に向けたガイドラインの作成等を要望してまいりました。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告いたします。

初めに、後期基本計画の策定について申し上げます。

平成24年度からの5か年間の後期基本計画の策定にあたっては、市民のご意見を伺いたいとの考えから10月18日から26日まで、市内6会場において地区懇談会を開催いたしました。

555名の出席者の中、まちづくりの基本方針ごとに懇談を進めたところ、110件のご意見等をいただきましたので、計画づくりに役立ててまいりたいと思います。

次に、行政改革について申し上げます。

本年度に試行として取り組んでおります事務事業評価につきましては、平成22年度決算の中から128事業を抽出して内部における評価を行い、さらに一部の事業については、外部の意見も取り入れるため、行政改革推進委員会による評価を行ったところであります。

今後は、これらの評価結果を踏まえて、改善策を平成24年度の予算編成に反映してまいります。

このほか、事務改善などの取り組み事項についても、アクションプランに沿って着実に進めております。

次に、社会福祉について申し上げます。

毎年恒例の敬老大会については、9月19日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いとおかユートピアセンターの3か所で開催いたしました。当日は合わせて1,730名の方々にご参加をいただき、文化協会の皆様方による演芸や保育所児童によるお遊戯などで楽しいひとときを過ごしていただきました。

また、隔年で実施しております戦没者追悼式については、10月13日に東総文化会館で挙行了いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者284名のご参列をいただき、戦没者1,863柱、戦災死没者54柱、香取航空基地より戦場に飛び立ち、帰らぬ人となられた戦没者954柱の御霊に対し、心より哀悼の意を捧げました。

次に、保健事業について申し上げます。

震災により、被災された65歳以上の高齢者の経済的負担の軽減を図るため、被災の程度に応じて、インフルエンザワクチン接種の助成を一定期間行ってまいります。今後も感染症予防を推進し、市民の健康を支援してまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

病院再整備事業については、現在、既存棟改修工事を行っており、12月以降、1号館へ透析センター、2号館へ泌尿器科等の外来診療部門を順次移転し、診療を開始する予定であります。

また、7号館の神経精神科の移転及び診療開始については、来年1月を予定しております。今後は、年度内に4号館の一部解体工事及び渡り廊下の建築を進めてまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

矢指小学校改築事業は、千葉県の完了検査を受け、11月中旬より新校舎の供用を開始しております。現在は、旧校舎の解体が始まっておりますが、この解体工事終了後に竣工式を挙行すべく、準備を進めているところであります。

飯岡中学校改築事業については、学校環境の最適化をめどに学校の意見を反映させるべく協議・調整を行いながら、実施設計を進めております。

また、学校施設の災害復旧については、滝郷小学校屋内運動場の復旧工事が終了したほか、現在、古城小学校と干潟中学校の災害復旧工事を進めております。

次に、学校教育について申し上げます。

今年度で5年目を迎えた旭市中学校合同文化祭が、11月4日、中学3年生630名の参加により東総文化会館大ホールにおいて開催されました。

文化祭当日は、各中学校の代表生徒による実行委員会を中心となり、中学生のパワーあふれる発表となりました。特に飯岡中の発表では、震災から復興に至る過程の画像を映し出しながら、自分たちで創作した太鼓の演奏を行い来場者の感動を呼んでおりました。

次に、社会教育について申し上げます。

11月12日、東総文化会館において青少年意見発表大会を開催いたしました。

小学生、中学生、高校生など総勢24名による力強い主張は、集まった大勢の方々に感動を与えるとともに、青少年健全育成に対する理解と関心を深めることができました。

文化振興については、9月25日に東総文化会館において「あさひのまつり」を開催し、地域に伝わるお囃子や神楽などが披露され、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に、大勢の観客か

ら盛大な拍手が送られました。

また、10月29日から11月6日までの間に、各地区や各部門ごとに市民文化祭を開催し、大勢の方々に市民の文化活動の成果を楽しんでいただきました。

このほか、11月13日には地元旭市出身の東京大学教授、小林富雄氏を講師にお招きし、文化講演会を開催いたしました。

講演会では、多くの市民や中学生、高校生が来場し、最新の科学の知識に触れることができ、大変有意義な講演となりました。

次に、体育振興について申し上げます。

11月20日、市内15小学校区の対抗による第2回旭市民体育祭を東総運動場において開催いたしました。

今年は、旭市の復旧・復興に向けて被災者に勇気を与え元気づける市民スポーツの祭典として、延べ5,000人の市民の方々に参加をいただき、出場者の頑張る笑顔と観客の感動を呼ぶ数々のレース展開から、かたいきずなづくりができたものと確信しております。

今後も、心と身体の健全な発達と市民交流を促進するスポーツ効果を生かし、1人でも多くの市民の皆様が参加できる大会にしていきたいと思います。

また、来年2月5日、「津波を乗越え復興への道」をスローガンに、旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されます。飯岡漁港入口から井戸野浜までの海岸道路を往復する新しいコースを設定し、全国から3,000人を超えるランナーを迎えることになっております。

この機会をとらえ、旭市を全国に紹介するため、選手の皆さんへの「おもてなし」とともに、安全で安心して競技を楽しんでいただけるよう支援してまいります。

次に、商業の復興支援について申し上げます。

旭市商業振興連合会では、既存商店会等の震災復興策として、復興支援プレミアム付き共通商品券を12月4日、5日に発売する予定であります。発行数は1万1,000セット、総額1億1,000万円分となり、年末年始の消費意欲を効果的に刺激できるものと期待しております。

なお、使用期限は、復興支援が目的ということから半年間と短く設定されております。

また、特に被害の大きかった飯岡商店振興会イルピースタンプ会では、スタンプ機器の整備と併せ、年末の大売出しを実施する予定であり、復旧・復興の一助になればと考えております。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ新産業パークへの企業誘致については、千葉県並びに県土地開発公社などと連携し

ながら誘致活動を展開しておりますが、9月22日、1社から進出希望申出書が提出されております。

また、干潟工業団地では、倉庫業関連企業の株式会社ベネテックが進出し、現在、建設中であります。

現下の経済情勢は、厳しい状況となっておりますが、今後も引き続き地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、優良企業の誘致に努めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

恒例となりました「秋のへら鮎釣り大会」が、10月23日に袋公園東溜池で、11月3日には長熊釣堀センターで行われ、市内外から多くの釣り客の参加をいただき、大盛況のうちに終了することができました。

また、昨日11月27日には、千葉県・秋の観光キャンペーンとしてJR東日本の臨時列車“ぐるっと ちば北総号”が両国駅から成東駅、銚子駅を經由して佐原駅の間で運転され、沿線の各市町がPRを行い、旭市は列車内で参加者へ特産品の「丸干しイワシ」やパンフレットを配布いたしました。

今後もこのように各種イベントを活用し、観光客の誘致や地元産品のPRなどに努めてまいります。

次に、食彩の宿いおか荘について申し上げます。

観光拠点施設として適切な運営が期待できる民間業者に、企画提案型の公募型プロポーザル方式で貸付先の公募を行っております。

10月31日に市のホームページに掲載し、新聞にも発表されたところ、現在までに数社からの問い合わせがあり、そのうち2社への現場説明会を行ったところであります。

次に、農業について申し上げます。

10月8日、幽学の里で米作り交流事業の締めくくりといたしまして「収穫祭」が開催され、190名の参加をいただきました。

当日は、自分たちで育てたお米でのおにぎりづくりをはじめ、芋ほりやトウガンの収穫、もちつきや地元長部のお囃子などが披露され、参加した親子連れは、のどかな秋空のもと収穫の喜びを体験することができました。

交流事業の枠を超えて、参加団体との連携強化に努めてまいりました結果、10月2日に「市川子供会」130名によるキュウリ・落花生等の収穫体験が実施されました。また、12月9日には「ちばコープ総代」50名による旭市の花を通じた産地見学会が開催される予定であ

ります。

これらの取り組みが都市の消費者に浸透することにより、旭市で生産されるさまざまな特産物への理解を一層深めていただけるものと期待しております。

また、11月7日には、日本経済、ひいては国民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPについて、農業経済学、国際貿易論が専門の東京大学大学院教授、鈴木宣弘氏をお招きし、「TPPが与える日本経済・日本農業への影響について」と題してご講演をいただきました。講演のあとのパネルディスカッションでは、パネラーの農業者、消費者それぞれの代表の考えや、会場からの農業への熱い思いを訴える発言などがあり、参加した大勢の方々と、TPPについての情報の共有を図ることができたものと考えております。

産業まつりについては、10月30日の「いきいき旭・産業まつり」、11月6日の「ふるさとまつり・ひかた」、11月23日の「海上産業まつり」を、本年は「復幸！あさひ 震災に負けるな」を共通のテーマとして、各実行委員会を中心に企画、開催し、各会場とも盛況のうちに無事終了することができました。

「いきいき旭・産業まつり」には、福島県の果樹園に出店いただき、震災からの復興に向けたきずなの大切さを再認識したまつりとなりました。

次に、津波に伴う水田の除塩対策について申し上げます。

本市では、津波による海水の浸入により多くの水田も被害を受けました。これまで国や県にその対策を要望してきたところではありますが、このたび、水田の除塩事業が国の災害復旧事業として認定されました。

具体的には、用水の入れ替えや耕起作業などの除塩作業を行った方に10アールあたり4,600円を交付するもので、順次、手続きを進めてまいります。

次に、仁玉川改修事業について申し上げます。

本市の中心市街地を流れる仁玉川については、県事業として護岸工事が昨年度から実施されております。本年度はカワカ金物店展示場付近から上流に向かって工事が進んでおります。完成は平成26年度の予定でありますので、それまでの間、地域の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、水産について申し上げます。

10月9日、飯岡漁港を会場として水産朝市が開催され、朝早くから多くの市民が訪れ、活気にあふれた朝市となりました。震災で大きな被害を受けた漁港の復興しつつある姿と漁業

者の元気を、市民にPRすることができたものと考えております。

次に、市道整備について申し上げます。

震災により被災した道路等の復旧工事については、来年3月末までに復旧が完了できるよう進めております。

また、旭中央病院アクセス道整備事業として進めております県道銚子旭線から国道126号までの区間の工事については、JRに委託している跨線橋部分も含めて順調に進捗しており、来年3月末には完了し、供用開始できる見込みであります。

これにより、旭中央病院周辺の交通渋滞は改善されるものと期待しているところであります。

次に、街路事業について申し上げます。

都市計画道路「谷丁場遊正線」については、地権者のご協力により、計画面積の約91%の用地を取得したところであり、今後も地権者のご理解をいただけるよう努めてまいります。

なお、橋台部の建設工事は11月末で完了することから、今後は、これに接続する擁壁工事等を順次、発注することとしており、当該事業予算を平成24年度へ繰り越すため、本議会に関連する補正予算を計上したところであります。

次に、公園事業について申し上げます。

震災により被害を受けた、「袋公園、川口沼親水公園、あさひ健康パーク」については、国の災害復旧事業の予算内示を受けましたので、順次、契約手続きを進めているところであります。

また、あさひパークゴルフ場の災害復旧工事については、年明けの2月末までには復旧を完了する予定であることから、翌3月を仮オープン期間として市民に開放した中で、平成24年4月から本格的に再開したいと考えております。

次に、住宅対策について申し上げます。

被災者住宅再建資金利子補給事業については、去る9月1日から申請の受付を開始し、現在16件の申請を受けたところでありますが、今後も被災者の住宅再建策の一環として、本制度の活用について積極的に情報提供に努めてまいります。

応急仮設住宅については、被災された住宅の復旧等により、徐々に退去される世帯もありますが、現時点で176世帯（188室）が入居している状況にあります。

市では、入居者の安否確認やさまざまな要望等に応えるため、10月より、仮設住宅内に専任の管理人を配置したところでありますが、今後も関係機関と連携を図りながら、入居者等

への生活支援策を積極的に講じてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

本市における交通安全施策の指針として、「千葉県交通安全計画」に基づき「第9次旭市交通安全計画」を策定いたしました。

この計画は、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とし、「人優先」を基本に交通社会を構成する「人と地域」、道路等の「交通環境」、自動車や鉄道等の「交通機関」の相互の関連を考慮し、適切かつ効果的な施策を推進するために定めたものであります。

今後は、本計画に基づき、地域の交通実態に即した交通安全対策に取り組んでまいります。

最後に、地域安全について申し上げます。

震災を教訓に実践的な訓練を通じて適切な避難措置、関係機関との連携協調体制の確立、防災に対する理解と知識を高め心構えを啓発するため、11月5日の津波防災の日に合わせて、海岸地区を対象に旭市津波避難訓練を実施いたしました。

当日は、市民約1,000名の参加をいただき、広く啓発できたものと確信しております。

今後も、総合防災訓練も含め、津波避難訓練についても実施してまいりたいと考えております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは、事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（林 一哉） 日程第7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財務課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ4億2,200万円を追加し、予算の総額を326億1,000万円とするものです。

第2条、繰越明許費と第3条の地方債の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2ページから5ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略させていただきます、次の6ページ、第2表、繰越明許費のご説明をいたします。

繰越明許費ですが、2事業につきまして繰り越しの設定をお願いするものです。

8款2項道路橋梁費の蛇園南地区流末排水整備事業は、社会資本整備総合交付金の交付額の増額が見込まれ、それに伴う必要な工期を確保するため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次の3項都市計画費の街路整備事業、これは谷丁場遊正線ですが、用地交渉及び関係機関との協議に不測の日数を要しており、年度内の工事完成が困難であると見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いするものです。

次の7ページになります。

第3表、地方債補正、掲載いたしました2事業につきましては、起債の限度額を減額するものです。

災害対策債は、災害廃棄物処理事業にかかるもので、国庫補助金の補助率のかさ上げにより、また、臨時財政対策債は、普通交付税の算定による発行可能額の決定に伴い減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のほうで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

11ページになります。

9款1項1目地方交付税1億4,736万3,000円の追加は、普通交付税が決定されたことによる留保財源のうち、今回の補正財源として必要な額を計上いたしました。

13款2項2目民生費国庫補助金84万6,000円の追加は、説明欄1番、母子家庭等対策総合支援事業費補助金の増によるものです。

3目衛生費国庫補助金8億892万3,000円の追加は、説明欄1番、災害廃棄物処理事業費補助金の補助率のかさ上げによるものです。

7目災害復旧費国庫補助金1,042万5,000円の追加は、4節文教施設災害復旧費国庫補助金

814万8,000円の新規計上と、5節農林水産施設災害復旧費国庫補助金227万7,000円の増によるものです。

14款2項1目民生費県補助金136万5,000円の追加は、説明欄1番、障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金の増によるものです。

12ページになります。

2目衛生費県補助金909万6,000円の追加は、説明欄1番、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金769万6,000円の増と、説明欄2番、住宅用太陽光発電設備導入促進事業費補助金の新規計上によるものです。

4目農林水産業費県補助金3,211万2,000円の追加は、1節農業費県補助金266万9,000円及び2節水産業費県補助金2,944万3,000円の増によるものです。

5目商工費県補助金1,873万2,000円の追加は、説明欄1番、観光地魅力アップ緊急整備事業費補助金で、商工観光施設災害復旧費に充当するものです。

16款1項3目農林水産業費寄附金15万6,000円と、6目教育費寄附金87万円は篤志寄附を計上するものです。

13ページになります。

19款5項3目雑入331万2,000円の追加は、説明欄1番、消防団員安全装備品整備等助成金78万8,000円と、説明欄2番、水産業共同利用施設復旧支援事業地元負担分252万4,000円の新規計上によるものです。

20款1項1目衛生債4億6,090万円の減額及び6目臨時財政対策債1億5,030万円の減額は、先ほど第3表の地方債補正で申し上げたとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出となります。

14ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費404万2,000円の減は、説明欄1番、議員報酬453万6,000円の減で、第3回定例会で可決されました議員報酬条例の一部改正によりまして、10月から12月までの3か月間における報酬月額を100分の20減じることによります影響額と、説明欄2番の議会関係職員給与費49万4,000円の増で、人事院及び千葉県人事委員会勧告による引き下げ給与改定及び新陳代謝等によるものの影響額でございます。

なお、以下の各款に計上されております人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。32ページ以降の給与費明細書の中で概要を説明させていただきます。

少し飛びまして、17ページをお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費の説明欄1番、障害者自立支援対策事業136万5,000円の追加は、自立支援法の改正に対応するためシステム改修費を計上するもので、全額県補助金で行うものでございます。

19ページになります。

3款3項1目児童福祉総務費の説明欄2番、母子福祉事業112万8,000円の追加は、母子家庭高等技能訓練の給付対象者の増によるものでございます。

20ページをお願いいたします。20ページの中ほどになります。

4款1項2目予防費の説明欄1番、感染症予防対策事業1,609万5,000円の追加は、子宮頸がんワクチンの接種費用の助成金で、接種者の増によるものです。

5目公害対策費の説明欄1番、住宅用太陽光発電システム設置助成事業133万7,000円の追加は、千葉県によります導入促進事業の補助金配分により増額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

4款2項2目塵芥処理費の説明欄2番、災害廃棄物処理事業3億4,806万3,000円の追加は、次の22ページになりますが、その説明欄の一番上、警備委託料で4,550万5,000円、上から4行目、災害廃棄物処理委託料2億8,184万2,000円の追加が主なものでございます。

23ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、園芸生産利用拡大支援事業266万9,000円の追加は、千葉県における新規事業で、全額県補助金で行うものです。

25ページをお願いいたします。一番下になります。

8款3項4目公園費の説明欄1番、公園維持管理費499万8,000円の追加は、万歳自然公園の展望台の改修経費を計上したものでございます。

26ページをお願いいたします。一番下になります。

9款1項3目災害対策費の説明欄1番、防災行政無線維持管理費337万9,000円の追加は、戸別受信機の受信不良対応として外部アンテナ設置希望者の増による費用計上でございます。

少し飛びまして、31ページをお願いいたします。

11款2項2目の説明欄1番、農業用施設災害復旧費2,148万3,000円の追加は、用排水路の破損や水田除塩事業に対する補助金等を計上するものです。

3目の説明欄1番、水産業用施設災害復旧費3,575万3,000円の追加は、市場施設や給油施設等共同利用施設の復旧支援として補助金を計上するものでございます。

4項2目の説明欄1番、社会教育施設災害復旧費1,222万2,000円の追加は、飯岡野球場の復旧工事費を計上してございます。

32ページをお願いいたします。

給与費明細書の特別職になります。

下段の比較欄のところですが、報酬の453万6,000円の減は、歳出で申し上げましたが、10月から12月までの3か月間における議員報酬月額を100分の20減じることによる影響額です。

隣の給与欄の84万8,000円の減は、長等にかかる同様の措置による影響額でございます。

33ページをお願いいたします。

一般職になります。

今回の補正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与の引き下げと、4月から11月分までの較差相当分を期末手当で減額調整する影響額、また、人事異動に伴う増減、共済費等について補正を行うものでございます。

給料が839万1,000円の減、職員手当等が1,091万7,000円の減、共済費が350万6,000円の減額となります。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第2号、平成23年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は総則であります。

第2条は収益的収支予定額の補正で、病院事業収益既決予定額350億8,611万4,000円に対し、化学療法センターの増収として外来収益に4億円を増額し、354億8,611万4,000円に補正するものであります。

また、病院事業費用既決予定額349億6,473万7,000円に対し、化学療法センター等の増収による薬品費の増として3億5,000万円、さらに、薬品費の増額に伴う消費税雑損失に1,699万8,000円、養護老人ホーム事業費用の修繕費として210万円の合計3億6,909万8,000円を増額し、353億3,383万5,000円に補正するものであります。

以上で議案第2号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） 議案第3号について補足説明をいたします。

議案第3号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定であり、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく、職員の給与改正についてでございます。

1ページをご覧ください。

改正条例第1条の内容は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の別表第1、行政職給料表の改正でございます。次の2ページから4ページまでが改正後の給料表というふうになっております。

給料表は県と同様の改正を行うものであり、50歳代を中心に40歳代以上の中高年層の職員について、平均でマイナス0.2%の引き下げ改定を行うというものでございます。

続いて、5ページをご覧ください。

改正条例第2条及び第3条関係でございます。

恐れ入りますが、別添の新旧対照表で説明したいと思います。一番最後のページになると思いますが、添付資料としてつけております。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

改正条例第2条関係については、平成18年に改正された旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成18年に実施された給与構造改革の給与水準引き下げに伴う、いわゆる現給保障されている職員の12月以降の現給保障の基礎額に乗じる減額率について、平成21年度に減額改定されなかった職員については「100分の99.43」とし、平成21年度に減額改定された職員については、昨年度の減額率「100分の99.59」を今回「100分の99.19」とするものでございます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

改正条例第3条関係については、旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であり、一般職の職員と同様に任期付職員の給料月額についても減額改定されることとなっております。

第7条の改正は、特定任期付職員に適用する給料表の改正となっており、第4号給の給料月額を54万3,000円から54万1,000円に、第5号給の給料月額を62万円から61万7,000円にそ

れぞれ減額するものでございます。

それでは、申し訳ありませんが、改正条例文の5ページに戻っていただけますか。最初に説明した改正条例文の5ページに戻ってご覧いただきたいと思います。

附則についてご説明申し上げます。

第1項は、この条例の施行期日を平成23年12月1日とするものです。

第2項は、今回給与改定される職員について、年間給与の調整を行うもので、第1号で本年4月から11月までの民間給与との較差相当額分の調整として、4月の給与額に調整率0.37%を掛けた8か月分の額と、次の6ページになります。6ページの第2号です。

第2号では、6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に同調整率を掛けた額を合わせて、平成23年12月に支給される期末手当で減額調整を行うものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第4号、議案第5号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 齊藤 馨 登壇）

○市民生活課長（齊藤 馨） 議案第4号及び議案第5号について補足説明を申し上げます。

両議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち2名が平成24年3月31日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第4号で推薦したい方は、旭市足川1765番地2にお住まいの吉野直子氏、昭和20年1月6日生まれの方であります。

次に、議案第5号で推薦したい方は、旭市琴田3188番地にお住まいの宮野作一氏、昭和24年9月4日生まれの方であります。

吉野直子氏は平成15年から、また宮野作一氏は平成18年から人権擁護委員として積極的に活動されており、ともに誠実な人柄で地域での信望も厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものであります。

なお、お2人とも人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は3年間でございます。

以上で議案第4号、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は30日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時57分